

令和8年第2回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年6月11日（木）

○牧野圭輔議員（登壇）

改革無所属の会の牧野圭輔です。

私は、任期途中で市議会議員としての職務を決して放り出すことなく、今後も引き続き市民の皆さんの負託にお応えするため、市政の問題点をただしていきます。

早速ですが、通告に基づき以下3項目について質問します。

清元市長をはじめ理事者の皆さんには、不規則発言や論点そらしをせず、議会のルールをしっかりと守り、市民の皆さんに誠実で分かりやすい答弁を、あわせて西本議長には公正公平な議事進行をお願いします。

第1項目、副市長3人制と混乱が続く副市長人事における清元市長の任命責任等について。

姫路市では、令和4年第1回定例会において、副市長の定数を2人から3人へ増員するため、姫路市副市長定数条例の一部を改正する条例について提案され、本会議、委員会での審議・審査を経て可決していることで、現行、条例上は副市長の定数は3人です。

あわせて、直近、令和8年第1回定例会での本会議答弁においても、今後の副市長の体制については3人体制を基本に考えていると発言しています。

一方、令和8年1月23日付けで副市長が任期途中で辞職して以降は、現在に至るまで2人体制で運営されていますが、令和8年度予算には副市長3人分の人件費の予算額5,899万4,000円を組んでいることから、今後、今期中に新たな3人目の副市長の人事に対するお考えをお答えください。

以上を、私の第1項目めの第1問とします。

○西本真造議長

平田総務局長。

○平田貴洋総務局長

お答えいたします。

副市長の選任につきましては、条例上の定数やこれまでのご議論も踏まえ、市政運営上重要な課題であると認識しております。

一方で、今後の市政運営を取り巻く状況や組織体制、人事全体の状況を総合的に勘案し、適切な時期に判断していくべきものと考えております。

令和8年度予算においては、定数3人を前提とした人件

費を計上しておりますが、現時点で具体的な人事方針をここで申し上げる段階にはございません。

引き続き、市政運営に支障のないよう必要な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

具体的に見通しがついていない3人目の副市長の人件費約2,000万円の予算額を、あえて令和8年度予算に組んでいる理由をお答えください。

○西本真造議長

平田総務局長。

○平田貴洋総務局長

お答えいたします。

予算につきましては、3人体制を前提として計上しているものであります。予算は組織体制を支える重要な基盤であり、必要な行政機能を確保するために適切に措置されるべきものと考えております。

限られた財源の中で効率的な行政運営を進めることは当然ではありますが、その一方で、市政の安定性や継続性を損なうことのないよう、必要な人員体制と財政措置を維持することも重要であると認識しております。

以上でございます。

○西本真造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

実際、具体的に必要になったときに補正で十分対応できるんだと思います。

質問を続けます。

そもそも、副市長3人制は全国の自治体の中でも極めてまれで、どれだけ理由を並べたとしてもあまりに過剰な対応であることや、その人件費の負担を市民の皆さんに強いことを考えると、新たな3人目の副市長の人事についてはあり得ないだけではなく、3人制の見直し、定員を3人から2人へ減員する条例改正が必要だと思っておりますが、お考えをお答えください。

○西本真造議長

平田総務局長。

○平田貴洋総務局長

お答えいたします。

本市における副市長体制につきましては、行政需要の複雑・多様化に伴い、多岐にわたる分野において迅速かつ高度な判断や調整が求められる行政課題が増加している現状から、3人体制を基本に考えておりますが、国や県との調整が必要な事業の進捗状況などを踏まえ、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

なかなか鉄板で動きがないようです。

質問を続けます。

清元市政において、約2年前の市政の要となる副市長3人全員が任期途中で辞職するといった前代未聞の事態は多くのマスコミでも取り上げられ、その原因として、確執、仲たがいが説まで出るなどドタバタ劇があったことはいまだ記憶に新しく、姫路市副市長のワードで検索すればネット上で当時の様子を知ることができますが、仮に辞職の理由が清元市長の指示であれ、それぞれの副市長の意思であれ、その理由がどうあれ、清元市政においては事実、これまで延べ8人の副市長のうち6人の副市長が任期を全うできず任期途中で退職するといった異常とも言える混乱が続いていますが、このような状況を招いていることについて、任命権者である清元市長の任命責任について、清元市長自らどのように捉え、どのように反省していますか、お答えください。

○西本眞造議長

平田総務局長。

○平田貴洋総務局長

お答えいたします。

副市長の選任や在任の在り方につきましては市政運営全体に関わる重要な事項であると認識しております。こうした認識の下、任命権者としての立場から状況を重く受け止めているところでございます。

今後も、市政の安定に配慮しながら、必要な対応を適切に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

市民の皆さんに響いたかどうかは分かりません。

質問変わります。

第2項目、姫路獨協大学の運営及び獨協学園と姫路市との関係について。

姫路獨協大学は、今から約40年前の1987年、昭和62年に大学誘致を目指す姫路市が設立資金50億円の出資と合わせ、当時、兵庫県の所有であった土地を約30億円で購入し、その土地の約4分の3弱を現物出資するなど、姫路市と獨協学園との国内初となる公私協力方式により改革されました。

一方、新聞報道によると、姫路獨協大学は昨年、令和7年5月時点で学部生の収容定員1,820人に対し在籍人数は816人、年間の赤字は10億円程度になるとされていますが、報道されている情報から収容定員充足率が50%を大きく下回る中、姫路市は姫路獨協大学の運営をどのように把握し、どのように関わっていますか、お答えください。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えいたします。

運営状況につきましては、獨協学園から送付される理事会資料により把握しております。

関わり方についてでございますが、運営は姫路市推薦の理事を通じ、理事会に委ねております。

また、必要に応じ、市の意見は獨協学園に伝えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

質問続けます。

2024年、令和6年の学校法人獨協学園の学園案内の中では、姫路獨協大学については、令和3年度に姫路市に対して行った公立大学法人化に関する要望は困難との回答を得、その後の他法人への譲渡も実現には至らず、経営改革に向けた新たな方策の検討を継続していくことになりました、とありますが、この時点で他法人への譲渡の動きについて、姫路市はどのように把握し、獨協学園に対しどのような意見をしましたか。

あわせて、獨協学園が姫路獨協大学を譲渡する場合、姫路市の承諾などが必要ですか、お答えください。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えいたします。

他法人への譲渡の動きに限らず、姫路獨協大学についての重要事項につきましては獨協学園から情報提供があり、必要な意見は伝えております。

ただ、どの時点のものであれ他法人への譲渡に関する情報など公開できない情報についての本市の意見はお答えすることができません。

また、姫路市の承諾についてでございますが、譲渡に際し本市の承諾は必要ございませんが、本市との協議は必要と考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

承諾がいらぬというのはいさぐさいジョッキングな回答だと思います。

質問を続けます。

令和8年5月22日の新聞報道では、姫路獨協大学の譲渡交渉をめぐって、学園の担当理事が現金の受け取りや担当理事を含む学園の幹部数人が会食接待を受けていた旨の衝撃的なものがあり、この件について、学校法人獨協学園のホームページでは、獨協学園からのお知らせとして報道されているそれらの疑いについて、既に第三者による調査委員会で事実関係などの調査が行われている旨報告されています。

あわせて、この報道内容については、5月26日、文部科学大臣が閣議後の会見で意見を求められ、事実関係が十分に明らかにされる必要があるとした上で、高い公共性を有する学校法人は、法令遵守はもとより健全なガバナンスが求められていることは当然、このような事態が生じていることは遺憾と指摘していますが、姫路獨協大学を舞台にした大学譲渡をめぐるとの問題について、姫路市は獨協学園からいつ、誰が、どのようにして情報を得ましたか。お答えください。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えいたします。

ご指摘のような疑い案件があること、それから第三者委

員会での調査が行われているということは、獨協学園から本市に対して連絡が入っております。

連絡がいつもたらされたのかなど、詳細につきましては、他法人の情報でもありますことからお答えを差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

難しいとこですね。

質問を続けます。

そもそも、姫路獨協大学の設置の段階で獨協学園と姫路市が締結した協定書などにおいて、同大学の譲渡に関する取決めはありますか。あるいは、必要に応じて新たに獨協学園と姫路市の間で追加された取決めはありますか。

あるとすればその内容を、ないとすればその理由をお答えください。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えいたします。

大学設置時の協定書等において譲渡に関する取決めというのはございません。また、追加された取決めもございません。

その理由でございますけれども、譲渡時の条件を事前に定めると、実際に譲渡が行われる際にかえってその妨げとなりかねないためと考えております。

そのため、既存の協定に基づく協議により対応することが適当と考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

質問を続けます。

令和3年5月14日、姫路獨協大学を運営する獨協学園から姫路市へ同大学の公立大学法人化の要望を受け、その後、令和4年4月28日に姫路市から獨協学園へ公立大学法人化は困難である旨の回答をして以降、姫路獨協大学の譲渡など新たな局面を迎えたとも言える中、昭和60年3月5日付けで獨協学園と姫路市が締結した覚書では、第2条において、学校法人獨協学園は、姫路市議会において議

決を得た土地を姫路獨協大学の学校用地に使用しないときは、議決を得た土地を姫路市に返還するものとする旨の条文がありますが、その際、仮に獨協学園が他の学校法人へ譲渡する場合も含め、例外なく同様の対応をするものと理解していいのをお答えください。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えいたします。

大学の譲渡に際しての、市が出資いたしました土地の取扱いにつきましては、姫路獨協大学（仮称）設置に関する協定書第8条第2項に基づく、本市と獨協学園の協議の結果により決定されると考えております。

協議により決定される事柄についてでございますので、現時点で市の見解を一方的に述べることは適切ではないと考えておりまして、お答えは差し控えていただきます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

質問を続けます。

令和8年1月23日付けで副市長を辞職した人物が令和8年5月31日まで獨協学園の理事であった理由をお答えください。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えいたします。

獨協学園の理事は副市長の充て職ではないことから、副市長の退任に伴い当然に交代するものではございません。

副市長退任後も理事であったのは、獨協学園における理事交代手続のスケジュールによる結果でございます。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

例えば辞職するっていうこともできたと思うんですが、そこはどういうお考えですかね。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えします。

当然、理事としての任期がございますので、理事の任期を全うされたものと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

質問を続けます。

これまでの本会議答弁によると、姫路市は副市長を獨協学園の理事に就任させることで理事会の場で適宜、姫路市の意見を積極的に伝えたり、定期的に意見交換を行うようにしているようですが、このたび報道された不祥事発生の中で、理事であった副市長が令和8年1月より副市長辞職後、獨協学園の理事であった令和8年5月までの理事会への出欠状況及びこの間の姫路市の理事会への対応をお答えください。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

まず、先ほどの答弁について1点訂正させていただきます。

任期を全うされようとしたというふうに申しましたが、できる限り任期を全うするよう、そういう、任期を全うするよう努められたのだと、そういう認識でございます。

続きまして、今いただきましたご質問についてお答えいたします。

獨協学園理事の理事会への出欠状況についてでございますけれども、これも他法人の情報でございます。獨協学園が公開していない情報のため、お答えすることができません。

姫路市の理事会への対応についてでございますが、市には獨協学園から必要な情報は提供されておりまして、必要なことは適宜お伝えする連携は確保しております。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

仮に1月から5月まで姫路市から、姫路市の代弁者として出ておられた副市長、当時の獨協学園の理事がですね、理事会を欠席しておれば、非常にこれマイナスな対応になっておったと私は理解しております。

質問を続けます。

現在、獨協学園の理事に就任している副市長は誰ですか。

お答えください。

○西本眞造議長

山本政策局長。

○山本 聡政策局長

お答えいたします。

岡本裕副市長でございます。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

ぜひ岡本副市長には頑張っていただきたいと思います。

最後の質問になります。

姫路東消防署の整備における問題点などについて、令和7年第3回定例会において議案が上程された姫路市姫路東消防署新築建築工事請負契約の締結、契約金額11億7,370万円については、本会議及び委員会での審議審査を経て同意されました。

そして工事着手後、地下水位を調査するため工事現場を試掘したところ、土にコンクリートやれんがなど瓦礫が混じっており、産業廃棄物として処分をする必要があったこと、産業廃棄物として処分するための検討を行う中で、請負業者などからの意見を受入れ、土壌の分析調査をしたところ、一部の土壌から基準値を超えるフッ素が含まれていたことが判明しています。

その後、その対策費として令和7年第4回定例会において2億2,381万7,932円の増額となる議決更正が提案され、本会議及び委員会での審議、審査の結果、可決されていますが、私は変更内容に疑問を持ち、本会議での採決では反対の態度を示し、令和8年第1回定例会において疑問点をただしています。

そのような中、本件は3,000平米以上の形質変更がないため土壌汚染対策法には抵触しないものの、土壌汚染対策法に準じた方法で任意の土壌汚染状況調査を実施しているとされていますが、調査に当たり過去における工事現場の土地の活用状況など、いわゆる地歴等について事前に専門業者へ調査の委託を実施しましたか、お答えください。

○西本眞造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

お答えします。

地歴調査等について専門業者への調査の委託は実施しておりません。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

なぜされなかったんですかね。

○西本眞造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

今回の形質、3,000平方メートル未満でございまして、今回の土壌汚染対策法に基づく対象になっておりませんでしたので、調査は行いませんでした。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

確かに土壌汚染対策法には抵触しないのではありませんが、一方で、土壌汚染対策法に準じた対応をしてきたという回答をこれまでいただいています。

質問を続けます。

令和8年第1回定例会における私の個人質問の答弁の中で、本件、工事現場について過去に鉄道敷地内であった土地であることを踏まえ、土壌に有害物質が含まれる可能性があるため、土の成分が不明のままでは残土としては受け入れられないと、市に対して申出がありました。

これを受けて、市では請負業者と協議の結果、土壌の詳細な分析調査を行う必要があると判断しましたと言及されていますが、その際、土壌の分析調査がやむを得なかったとしても、なぜ請負業者の提案に沿った対応に終始するばかりで、本来市として実施するべきであった土壌の分析調査の実施前に、土壌汚染状況調査の1丁目1番地であり、最も重要な作業とも言える過去における工事現場の土地の活用状況など、いわゆる地歴等について、事前の専門業者への調査の委託を実施する判断ができなかったのはなぜですか、改めてお聞きします。

○西本眞造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、3,000平方メートル未満であったため当初は実施しておりませんでしたが、まさに議員ご指摘のとおり、過去の土地の利用状況によっては大きく事業への影響が考えられますので、今後は形質変更の範囲が3,000平方メートル未満の土地であっても、地歴調査等の必要性を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

局長がおっしゃっていただいたように、結果的にこれ、するかしないかで、この後、この内容に大きく影響があるんです。

質問を続けます。

過去に鉄道敷地内であっただけでなく、本県に隣接し令和3年に竣工したアクリエひめじの整備の際の土壤汚染状況調査を参考として活用しましたか、お答えください。

○西本眞造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

お答えいたします。

アクリエひめじの建設時の地歴、土地調査等については、実施の有無や調査結果は活用しておりません。できておりませんでした。

局内での情報共有ができなかったことにつきましては十分反省点として今後改善するべきであると考えております。

今後はですね、設計時から周辺の状況や土地の過去の利用状況の把握を行うとともに、土壤汚染調査の実施や費用負担についても十分協議を行いまして、判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

素人の私でさえ、まずはアクリエというて思いましたけどね。

質問を続けます。

土壤汚染対策法では、土壤汚染のおそれの区分について、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地と土壤汚染が存在するおそれが少ない土地と認められ

る土地、土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地を分けて、順に10メートルメッシュで評価、30メートルメッシュで評価、試料採取なしの判断をするなど、調査に強弱をつけるようですが、本件はどのように対応しましたか、お答えください。

○西本眞造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

お答えいたします。

議員おっしゃるように、土壤汚染対策法に基づく場合、履歴調査を行った上で調査項目を絞りまして、汚染の可能性の低いエリアでは30メートルメッシュで調査することもあるとしております。

しかしながら本工事においては、敷地の面積や形状のほか30メートルメッシュで調査を行いましてその後、汚染土が確認された場合には、30メートル間全体を汚染土として扱うことになる処分費の増、また10メートルメッシュで再調査することによる工期のさらなる延長といった懸念が生じることも考慮しまして、当初から10メートルメッシュで調査を行うことといたしました。

以上でございます。

○西本眞造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

これ土壤汚染対策法には抵触しないんですけど、土壤汚染対策法で求められている以上の対応をしているということを理解していただかないといけないんです。だから、正直めちゃくちゃなんです。

本件では、令和8年第1回定例会の本会議答弁の中で、令和7年第4回定例会において2億2,381万7,932円の増額となった議決更正のうち、土壤汚染調査などの費用の内訳として特別管理産業廃棄物の分析結果費用約3,000万円の予算額を計上していることと併せ、その実施の必要性について言及されています。

一方、私の調査によると、昨年12月19日、令和7年第4回定例会最終日の本会議で、姫路市東消防署新築建築工事請負契約に関わる議決更正が可決した直後の12月22日から26日の5日間の工程で議決更正に盛り込まれた現地調査を実施していますが、その実施内容は、議会へ説明し承認を得た内容とは異なり、特に特別産業廃棄物に関わる調査数量に至っては、当初の147検体から大幅減の3

検体となっていますが、50分の1です、約。

その影響額は、当初予算額の約3,000万円からどのようになりましたか。また、大幅な変更に至ったこの重大な事実について、議会へ説明していますか。

あわせて、昨年末、議会が承認した直後に大幅な内容の変更を行うといった議会軽視ともいえる事態がなぜ起きましたか、お答えください。

○西本真造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

お答えいたします。

当初の147検体から3検体になったことによりまして当初予算額の約3,000万から大幅に減額となりました。

議会への説明はできておりません。

関係部局間の連携、また協議の不足なども反省点として、今後改善する必要があると考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

多分誰が考えてもおかしいんです。

質問を続けます。

事前に工事現場周辺の地下水の使用状況などを調査しましたか、お答えください。

○西本真造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

お答えいたします。

工事現場周辺の地下水の使用状況等は事前に調査しておりません。

以上でございます。

○西本真造議長

16番 牧野圭輔議員。

○牧野圭輔議員

本来はしないといけなかったんだと思うんですね。

質問を続けます。

土壌汚染対策法では、事前に工事現場周辺の地下水の使用状況などを調査し把握した上で、工事現場範囲外への汚染土壌の拡散防止に土留め矢板などを用いるようですが、本件ではそれとは異なり、フッ素が含まれている範囲を特定するための調査分析及び範囲を区画するためとして、あ

えて土留め矢板を追加しているのはなぜですか。

また、その対応は土壌汚染対策法上求められる一般的な対応ですか。お答えください。

○西本真造議長

種谷都市局長。

○種谷 康都市局長

お答えいたします。

当初の調査結果では、汚染土の範囲がどの深さまであるか分からなかったために、汚染土とそれ以外を区分、区画するために、土留めの矢板の追加も含めた変更契約を行いました。

その後、汚染土の範囲を特定するためのボーリング調査をしたところ、主に表層部分に集中していることが分かりまして、結果として追加を予定していた土留め矢板の大半は必要なくなりました。

しかしながら、事業実施に当たりまして掘削を行ったところ、地下水位が高く、湧水も多いことが確認されたため、土留め矢板のない状態で掘削を行うと、掘削法面の崩壊が懸念されることが分かりました。

また、敷地が狭小でありまして、近接している構造物の影響や、基礎の施工が困難になるおそれがあることから、土留め矢板の施工が必要であると考えておりますが、さらに現場状況を十分に確認しまして工事の安全性、施工性が確保できるよう、検討、精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

以上で、牧野圭輔議員の質疑・質問を終了します。